

亀山市告示第 88 号

亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 28 年 3 月 30 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成 26 年亀山市告示第 119 号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第 3 章 男性不妊治療費助成金交付（第 12 条 第 16 条）  
第 4 章 第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加助成金交付（第 17 条 第 21 条）」を「第 3 章 第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加助成金交付（第 12 条 第 16 条）」に、「第 5 章」を「第 4 章」に、「第 22 条」を「第 17 条」に改める。

第 3 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第 4 条第 2 項に次の 2 号を加える。

（7）以前に凍結した肺を解凍して肺移植を実施した治療に係る経費のうち初回に要した経費

（8）採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した治療に係る経費のうち初回に要した経費

第 8 条第 4 号及び第 5 号中「平成 28 年度以降に特定不妊治療の助成を受ける場合において、」を削る。

第 3 章を削る。

第 4 章中第 17 条を第 12 条とする。

第 18 条第 1 項第 2 号中「第 20 条」を「第 15 条」に改め、第 4 章中同条を第 13 条とする。

第 19 条第 2 項中「第 18 条第 1 項第 4 号」を「第 13 条第 1 項第 4 号」に改め、第 4 章中同条を第 14 条とする。

第 4 章中第 20 条を第 15 条とし、第 21 条を第 16 条とし、同章を第 3 章とする。

第 5 章中第 22 条を第 17 条とし、同章を第 4 章とする。

別表中「第 19 条」を「第 14 条」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。